



平成 27 年 5 月 19 日

各 位

会 社 名 日 本 曹 達 株 式 会 社
 代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 杵 渕 裕
 (コード番号 4 0 4 1 東証第一部)
 問 合 せ 先 総 務 ・ 法 務 グ ル ー プ リ ー ダ ー
 青 木 啓 値
 (TEL 0 3 - 3 2 4 5 - 6 0 5 3)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 19 日開催の当社取締役会におきまして、「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 26 日開催予定の当社第 146 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由（目的）

当社定款におきましては、社外取締役及び社外監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、第 29 条（社外取締役の責任免除）及び第 37 条（社外監査役の責任免除）を規定しております。今般、会社法第 427 条の改正により責任限定契約を締結できる取締役及び監査役の範囲が拡大されたことに伴い、業務執行を行わない取締役及び監査役についても期待される役割を十分に発揮できるよう、定款第 29 条及び第 37 条の規定を改正するものであります。なお、定款第 29 条の改正につきましては、監査役全員の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。 (下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
第 4 章 取締役および取締役会 (社外取締役の責任免除) 第 29 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>社外取締役との間に</u> 、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は 5 百万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。	第 4 章 取締役および取締役会 (取締役の責任免除) 第 29 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に</u> 、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は 5 百万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

現 行 定 款	変 更 案
<p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(社外監査役の責任免除)</p> <p>第37条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は5百万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>	<p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第37条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は5百万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成27年6月26日（金曜日）

定款変更の効力発生日 平成27年6月26日（金曜日）

以 上